

横瀬町チャイルドシート購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の健全育成支援の一環として、チャイルドシート購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、交通安全対策及び少子化対策に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、チャイルドシートとは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第4項に規定する幼児用補助装置のことをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、母子手帳に市町村長から出生届済証明を受けた者
- (2) 現にチャイルドシートを購入した者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、チャイルドシート1台につき購入価格の2分の1(100円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高1万円を限度とする。

2 補助金の対象限度台数は、乳幼児1人につき1台とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、チャイルドシート購入費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期限は、チャイルドシート購入日後3箇月以内とする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条によるチャイルドシート購入費補助金交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、チャイルドシート購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)、又はチャイルドシート購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に出生した者の出生届済証明を受けた者から適用する。

附 則(平成26年告示第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。